

## 京都大学寄附金事務取扱規程

(平成十六年達示第九十九号)

(趣旨)

第一条 京都大学（以下「本学」という。）における寄附金の受入れに関する事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「寄附金」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 学術研究のための寄附金
- 二 教育のための寄附金
- 三 その他本学の運営のための寄附金

2 この規程において「部局」とは、各研究科（地球環境学堂を含む。）、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成十六年達示第一号）第三章第七節、第八節、第十節及び第十一節（第五十一条を除く。）に定める施設等をいう。）及び事務本部をいう。

(受入れの条件)

第三条 寄附金を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- 五 その他総長が特に教育研究上支障があると認める条件

2 寄附金の受入れに際しては、寄附目的に従い用途を特定するものとする。

3 前項の用途の特定には、本学の運営に係る管理的経費を含むものとする。

(寄附金の申込み)

第四条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長（事務本部にあつては総長。以下同じ。）に提出するものとする。

(受入れの決定)

第五条 部局の長は、寄附金の申込みがあつたときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められるものについて、受入れを決定するものとする。

2 前項の受入れを決定するに当たつては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関の議を経るものとする。

(受入決定の報告)

第六条 部局の長は、寄附金の受入れを決定したときは、所定の様式による報告書により、総長に報告するものとする。総長は、前項の報告を受けたときは、寄附者に寄附金振込依頼書その他必要な書類を添えて通知するものとする。

(礼状の送付)

第七条 総長は、寄附金が本学に納付されたときは、寄附者に礼状を送付するものとする。

(寄附金の使途変更等)

第八条 部局の長は、次の各号の一に該当する場合は、寄附金の使途の変更等を行うことができる。

一 寄附目的が達せられ、残額が千円未満となった寄附金を他の使途に使用する場合

二 当該使途で研究担当者が指定されている寄附金について、当該指定を変更等する場合

2 前項の規定により、寄附金の使途の変更等を行ったときは、部局の長は、所定の様式による報告書により、総長に報告するものとする。

(その他)

第九条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 京都大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程(昭和六十年達示第二十一号)は、廃止する。

3 この規程の施行の前日において受け入れている奨学寄附金に係る残額については、この規程により寄附金として受け入れたものとみなす。